

第2回動物診療補助専門職検討委員会議事概要 (小動物臨床部会個別委員会)

I 日 時 平成19年3月9日(金) 13:30 ~ 16:30

II 場 所 日本獣医師会・会議室

III 出席者

【委員】 上野 純 日本動物看護学会理事
大森 真弓 犬山動物病院動物看護師
杉本 恵子 日本小動物獣医師会理事
原 大二郎 日本動物病院福祉協会理事
福所 秋雄 日本獣医生命科学大学教授
古川 敏紀 倉敷芸術科学大学教授
細井戸 大成 日本獣医師会理事・小動物臨床部会長
村尾 信義 王禅寺ペットクリニック動物看護師
山崎 薫 ヤマザキ学園理事長
横尾 彰 日本獣医師会理事・産業動物臨床部会副部会長
(欠席委員)
大草 潔 日本獣医師会小動物委員会委員
大聖寺谷 敏 日本動物専門学校協会理事長
森島 隆司 名古屋動物看護学院長 (名古屋市獣医師会)

【学識経験者】

池本 卯典 日本獣医生命科学大学学長

【本会】 山根 義久 (会長)、中川 秀樹 (副会長)

IV 議 題

- 1 第1回動物診療補助専門職検討委員会 (説明)
- 2 動物診療補助専門職のあり方について (協議)
 - (1) 法令に基づく動物診療補助専門職の資格認定
 - (2) 資格制の創設に当たっての環境整備
- 3 その他

V 会議概要

会議の冒頭、山根会長から挨拶があった。概要は次のとおり。

動物看護師の問題は喫緊の課題である。農林水産省では小動物獣医療班が設置され5つの提言がなされた。その一つが獣医療でも核医学を取り入れることである。核医学の取り扱いのために、その補助スタッフとして核医学の知識をもった専門職が必要である。さらに、獣医師の需給問題では、動物看護師を含めた補助者の問題にも配慮しながら検

討しなくてはならない。補助専門職制が立ち上り獣医師以外の診療スタッフが増えれば獣医師数は少なくてすむこととなる。

制度確立のためにも、出来るだけ早い時期に現状の動物看護師が連携して協会を立ち上げ社会の理解に向けて活動する必要がある。

1 説明事項

(1) 第1回動物診療補助専門職検討委員会の検討結果

事務局から第1回委員会の会議概要について説明が行なわれ、協議の後のとりまとめとして法令に基づく動物診療補助専門職の資格認定については福所委員が、また、資格制の創設に当たっての環境整備については杉本委員がとりまとめを行って事務局に提出することとされたことが述べられた。会議概要の内容については異議なく了承された。

2 協議・検討事項

(1) 動物診療のあり方について

① 法令に基づく動物診療補助専門職の資格認定

ア 動物診療における主治の獣医師と動物診療補助者の関係について担当の委員から説明が行なわれ意見交換がなされた。

(ア) 産業動物医療関連について横尾委員より説明された。

a 現状、産業動物診療分野では小動物診療における動物看護師のような補助スタッフはいない。

b 獣医師と診療補助者の関係においては、現状を踏まえて考えると、小動物医療の制度化を先行させ産業動物医療における補助専門職については、将来的にその必要性を見極めていくべきである。

(イ) 次いで、以下のとおり意見交換が行われた。

a 防疫・家畜保健に対しても、将来的には補助者が必要となると考えられないか。

b 家畜保健所の獣医師は、多様な業務を任されている。この場合、補助職を診療の補助に限定せず現場における様々な需要を考慮して検討してもらいたい。

協議の結果、産業動物医療関連については今回の意見を踏まえて委員長がとりまとめることとされた。

(ウ) 小動物医療関連について福所委員より説明された。

a 獣医師の仕事を分担することではなく、補助者として何を行えるかということを経験から考えるべきである。

b 人の医療におけるコメディカルのように様々な資格制度は作れないと思われるので、臨床だけでなく幅広い資格とすべきである。

イ 動物診療補助専門職が担うべき診療行為の範囲について以下のとおり担当の委員から資料に基づき説明が行なわれ意見交換がなされた。

(ア) 原委員：動物看護師は小動物医療において実際には、人間の看護師と同程度の業務を受けもち、投薬・手術補助等に関しては、様々な法律に触れる行為が行われているのではないかと。

(イ) これに対し、「人間の看護師では静脈注射のように、実情にあわせて行政解釈の変更により業務が拡大していく事もあるが、獣医療では看護師等に当たる受け皿がない。」との意見が出された。

ウ 動物診療補助専門職の資格認定のあり方については、今回の意見を踏まえ、次回までに委員長がとりまとめることとされた。

エ 補助専門職資格と他の既存類似行為・関連業種との関係について担当の委員から以下の説明が行なわれた。

(ア) 古川委員（小動物医療関連）：小動物分野では、問題となる関連業が無いと思われる。

(イ) 横尾委員（産業動物医療関連）：関連業種として装蹄師、牛削蹄師、家畜人工授精師等があるが、小動物分野で補助専門職が資格化されたとしても、これらの業種との間に直接的な問題は無いと思われる。

オ 動物診療補助専門職資格と獣医学臨床教育における学生実習の関係について福所委員から、「獣医学生の教育の問題と補助専門職の制度化の問題は、明確に区分して議論すべきである。」との説明がなされた。

カ 動物診療補助専門職の今後の教育のあり方（動物看護学に関する検討）について各委員から説明が行なわれ意見交換がなされた。

(ア) 動物診療補助専門職の今後の教育のあり方について古川委員から説明され以下のとおり意見交換が行われた。

a 獣医療の核医学の導入が農林水産省で検討されているが、補助専門職の資格にヒト医学と同等の核医学関連技術を含めて議論を進めるのは現在行われている2年の教育年限内に収めるのは難しいであろう。

b 動物看護師の教育に放射線・薬剤を含めるには大幅なカリキュラム再構成が必要でさらに獣医師との連携を深めるためには獣医学教育とも連動させる必要がある。

(イ) 動物病院福祉協会（JAHA）の動物看護師養成施設認定の現状と今後について原委員から説明された。

a 養成施設が1年制から3年制まで様々であり、教育の内容が違うため、卒業生の技術の差が非常に大きい。

b したがって現場では、それぞれの技術に応じて卒業教育を行って対応せざるを得ないのが現状である。

② 資格制の創設に当たっての環境整備

ア 動物看護師を巡る環境の現状と問題点について担当の委員から説明が行なわれ意見交換がなされた。

(ア) 杉本委員（動物看護師を巡る環境の現状と問題点）：

- a 日本小動物獣医師会（日小獣）の認定動物看護師養成施設は、ほとんどが2年制である。認定された施設は、日小獣の監視・指導を受ける。
- b 動物看護師の認定を行っている者の意識統一を図り、将来は統一的な試験により認定される制度を発足させることが望ましい。

(イ) 大森委員（処遇確保）：

- a 養成施設のカリキュラムがバラバラである。
- b 現状の資格では処遇に結びつかない。認定資格が確実なものとなれば、処遇確保につながるかもしれない。

(ウ) 村尾委員（処遇確保）：

- a 動物看護師の処遇の低さは、雇用する獣医師の労働に対する社会的常識の欠如によるところが大きい。
- b 動物看護師の処遇の確保のためには、獣医師の処遇が向上しなければならず、また動物看護師自身の社会的認知度の向上も必要である。

(エ) 処遇確保についてについては、今後の検討にあたり、動物看護師の現状に関する関連団体の情報（JAHA・日小獣のアンケート調査等）を入手することとされた。

(オ) 上野委員（動物看護師を巡る環境の現状と問題点）：

養成の問題にしても処遇の問題にしても結局、資格制度の設立という問題に行き着くことになる。そこで、獣医療行為の一部を補助する「補助専門職」というせまい範囲の資格ではなく動物の看護等も含めた幅広い資格の設立をめざしたい。そのためにも、動物看護師という名称で議論を進めることは出来ないのだろうか。

(カ) 本委員会における検討の対象となる資格について、細井戸委員長から以下のとおり説明がなされた。

- a 本委員会の意図するところは、動物医療の補助を行う者のあり方について、資格制度の設立も含めて検討を行うことと考えている。
- b この問題において、法律に基づいた資格制度を設立するうえで、その資格の対象となる行為の核になるのは、現在獣医師の専管行為とされている診療行為があくまでも獣医師の指示の下で獣医師資格を持たない者に許されるということではないのかと考えられる。
- c そのような意見を踏まえて、本委員会の名称を「動物診療補助専門職検討委員会」とした。
- d 現時点で、委員会の名称を変え、「動物看護師検討委員会」とすることは難しいが、現状の動物医療の現場における動物看護師が果たすべき役割は重要であり、動物看護学に関する検討とともに動物看護師が行っている看護等

の行為を資格制度の中でどのように位置づけるかについても、あわせて検討を行っていききたい。

イ 関係者・関係団体間の協議推進について担当の各委員から説明が行なわれ意見交換がなされた。

(ア) 山崎委員（動物看護師養成に当たる教育機関（大学、専修学校等））：

- a 動物看護系専門学校は、近年急激に増えている。通信教育を行う施設もある。
- b いわゆる動物看護師については、様々な認定団体・資格名称があり、資格の内容・名称の統一は難しいと思われる。

(イ) 大森委員・村尾委員（動物看護師が構成する団体の設立）：

- a 動物看護師の意見が社会に反映されるためには動物看護師によって組織され、互いの情報交換、研鑽、広報等の活動を行う団体が必要である。
- b これから動物看護師を目指す人たちに対しても情報提供できるような全国的な動物看護師の組織を作りたい。

(ウ) 動物看護師が構成する団体の設立について以下のとおり意見交換が行われた。

- a 動物看護師が社会に対して必要性を認識させる活動を行う団体がほしい。
- b 動物看護師が集まることによってその必要性が社会に認識され、さらに放置できないと社会が認知すれば、資格化に向けての流れができる。
- c 動物看護師の意識統一が必要。

(2) 第2回委員会は、細井戸委員長により以下のとおりとりまとめられた。

ア この検討会は、適正な動物医療提供体制を整備し、動物看護師と社会のためになるものでなければならないということを念頭において、法整備を含めた方向性を検討していく。

イ 各委員は、それぞれの団体で本委員会での協議内容を説明して団体間の意識統一に努め、動物看護師が構成する全国的な団体が設立された際には是非協力していただきたい。

ウ 今回の検討を踏まえ、委員長と相談のうえで福所委員・杉本委員に担当項目をとりまとめていただき、次回委員会ではさらに検討を進めることとしたい。